

# ユニバーサルサービスワーキンググループについて

---

令和6年1月31日

事務局

## ■ 諮問の概要

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号。以下「令和2年改正法」という。）において、令和2年改正法の施行後3年を経過した場合において、**改正後の規定の施行の状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- 情報通信インフラにおける**IP化・ブロードバンド化やモバイル化、仮想化・クラウド化の進展**や事業者間の**競争構造の多様化・複雑化の進展**、**ICT産業の国際競争力の低下**等、情報通信を取り巻く環境は大きく変化している。
- 以上のような大きな変化に迅速かつ柔軟に対応し、国民生活の向上や経済活性化を図るため、**令和2年改正法の施行状況を含め、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について諮問**を行う。

## ■ 答申を希望する事項

- (1) 2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像及び政策の基本的方向性
- (2) 我が国の社会経済活動を支える「情報通信インフラの整備・維持」の在り方
- (3) 低廉・多様で安心・安全なサービスを確保するための「競争ルール等の整備」の在り方
- (4) 我が国の情報通信産業の発展のための「国際展開の推進」の在り方
- (5) 国際競争力強化等に向けた先端的・基盤的技術の「研究開発の推進・成果普及」の在り方
- (6) 上記(1)～(5)を踏まえた関係法制度の在り方
- (7) その他必要と考えられる事項

## ■ スケジュール

- 第一次答申案及び論点整理案について、令和5年12月28日から令和6年1月22日までの間、意見募集を実施。
- 第一次答申後、更に検討を深めていくべき事項について各WGで検討し、夏頃までに特別委員会に報告し、答申を予定。

## ■ 検討の経緯

- 令和2年改正法(令和2年成立の電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律)の施行後3年見直し規定に基づき、情報通信を取り巻く環境変化に対応し、時代に即した制度の見直しを行うため、**2023年8月**、情報通信審議会に「**市場環境の変化に対応した通信政策の在り方**」が諮問。

## ■ 検討の方向性

- 「2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像」を整理した上で、電気通信市場の環境変化を踏まえて、その実現のために検討すべき論点を整理。
- 論点ごとにNTT法の在り方を含めた政策の方向性を検討する際には、**以下の3つを確保することを基本**。

### 1. 通信政策として確保すべき事項

- ① 通信サービスが「全国に届く」(不採算地域を含むサービス提供)
- ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる(事業者間の公正競争の確保)
- ③ **「国際競争力」を確保する(国全体の基礎研究の推進)**
- ④ 「経済安全保障」を確保する(漏れのないセーフガード措置)

### 2. NTTの経営面で確保すべき事項

- NTTの経営自由度向上

### 3. 制度改正の際に確保すべき事項

- 「早期」の改正と「円滑」な改正の両立

● **情報通信産業の国際競争力強化を進める上で早期に結論が得られた事項**



「速やかに実施すべき事項」(→P4)として提言

● **上記以外の事項**



「今後更に検討を深めていくべき事項」(→P5)として整理

## ■ 2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像

**Beyond 5Gの運用が開始**され、各種情報通信インフラの相互補完により、**陸・海・空・宇宙をシームレスにつなぎ、通信カバレッジの拡張と先進的なソリューションの実装を進める。**

**光ファイバ**は、情報通信の**主たる基盤**

99.72% → **99.9%**  
(世帯カバー率、2027年度末目標)

**5G**は、**光ファイバ**の上で展開

93.2% → **99%**  
(人口カバー率、2030年度末目標)

**NTN**※は、離島等の効率的なカバーや非常時の通信手段として**地上系ネットワークを補完**

※ Non-Terrestrial Network (非地上系ネットワーク)

## ■ 電気通信市場の環境変化

### 【国際競争の熾烈化】

- 情報通信産業の国際競争力低下／経済安全保障の重要性の高まり
- 国内事業者の研究開発費の伸び悩み／NTTにおけるIOWN構想

### 【国内市場環境の変化】

- ブロードバンド化・モバイル化／メタル回線老朽化／未整備地域等の課題
- 仮想化・クラウド化／プラットフォームの影響拡大

## 我が国の情報通信産業の国際競争力強化

- AI・ロボット市場の拡大やDX・GX投資の増加による、**海外の旺盛な需要を取り込むことが今後の成長の鍵**
- しかし、我が国の情報通信産業の**国際競争力は高いとは言えない状況**

情報通信産業の国際競争力の推移

**20**位 → **32**位  
(2013) (2023)

(出典) IMD(2017, 2023)「World Digital Competitiveness Rankings」

電子情報産業における日系企業シェア

**19**% → **10**%  
(2011) (2021)

(出典) JEITA(2021)「電子情報産業の世界生産見通し」

プラットフォームの売上高

Amazon 楽天  
**51.6**兆 **1.7**兆

(出典) 総務省(2023)「情報通信に関する現状報告」

**国際競争力の強化を図る鍵**

①積極的な研究開発と、②グローバルな視点を持った機動的な事業運営

- NTTは旺盛な海外需要に対応する取組を進めており、特にNTTのIOWN構想による「ゲームチェンジ」が実現すれば、我が国の情報通信産業全体の国際競争力飛躍の契機。NTTの研究開発や機動的な事業運営等によるイノベーション促進を法制度面から支援することが重要であるため、NTT法の関係規律を検討し、「速やかに実施すべき事項」を整理。

## 速やかに実施すべき事項

### ■ 研究の推進責務

【趣旨】優れた研究開発能力や技術陣を有しているNTTに技術発展のけん引的役割を担わせる。

現状・課題

- NTTの基礎・基盤的研究の役割は今後も重要
- 事業ニーズを把握するNTTの経営判断で研究内容を決めることが最も効果的
- NTTは、責務の有無にかかわらず、研究推進に積極的に取り組む考えを表明

取組の方向性

### 研究の推進責務の撤廃

(NTTの基礎・基盤的研究の取組状況は継続的に検証していくことが適当)

### ■ 研究成果の普及責務

【趣旨】NTTの研究成果独占は不適當であり、NTT仕様の特注設備等についての公正な情報開示が必要

現状・課題

- 独占的な成果開示を求める海外パートナーとの国際共同研究に支障
- 経済安全保障の観点から技術流出の問題
- 汎用品が利用され、NTTの成果独占による公正競争上の懸念が低下

### 研究成果の普及責務の撤廃

(研究成果の原則開示の運用については、12/22の委員会に見直しの考え方が報告)

### ■ 外国人役員規制

【趣旨】NTTの安全確保に対する役割に鑑み、経営の自主性を確保（外国人役員は一切認められていない）

現状・課題

- グローバルかつ多様な観点での経営による国際展開の更なる強化
- 一定割合までであれば、取締役会の議論を活性化させ、会社経営を安定化
- 他の特殊会社で外国人役員を一切認めない規制を課している例がない

### 外国人役員規制の緩和

(他例を参考に、「代表者でないこと」「役員の3分の1未満」への緩和が適当)

※ 総務省においては、その他早急に見直すべき事項があれば、必要な措置を速やかに講ずることが適当。

- 「速やかに実施すべき事項」以外の論点については、「検討の方向性」に基づき、引き続き関係者の意見を幅広く聞きながら「今後更に検討を深めていくべき事項」として整理。

今後更に検討を深めていくべき事項

## 1. 通信政策として確保すべき事項

- ① 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域を含むサービス提供）  
【論点1】ユニバーサルサービスの基本的考え方  
【論点2】電話のユニバーサルサービス  
【論点3】ブロードバンドのユニバーサルサービス  
【論点4】NTT東西の自己設備設置要件
- ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）  
【論点5】NTT東西の業務範囲（本来業務）  
【論点6】NTT東西等の地域電気通信業務以外の業務  
【論点7】NTTのグループ経営における公正競争環境の確保  
【論点8】電気通信事業法における競争ルールの在り方  
【論点9】ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方
- ③ 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）  
【論点10】我が国の情報通信産業の国際競争力の強化
- ④ 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）  
【論点11】外資規制  
【論点12】外国人役員規制

ユニバーサルサービス  
WGにおける  
検討項目

## 2. NTTの経営面で確保すべき事項

- 【論点13】政府の株式保有義務
- 【論点14】各種認可事項等

※ 総務省においては、上記事項の検討の結果等を踏まえつつ、必要な規律を適切かつ確実に担保するための法形式について検討を行うことが求められる。

- 第一次報告書にて整理された論点について、通信政策特別委員会の下にWGを設置し、夏頃までに、特別委員会に報告。

## 通信政策特別委員会

### ユニバーサルサービスWG【新設】

### 公正競争WG【新設】

### 経済安全保障WG【新設】

#### 検討項目

- |  |   |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方</li> <li>電話のユニバーサルサービスの在り方</li> <li>ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルサービスの料金の低廉性確保の在り方</li> <li>ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方</li> <li>その他必要と考えられる事項</li> </ol> |
|--|---|

#### 構成員等

主査	<b>三友 仁志</b>	早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授
主査代理	<b>相田 仁</b>	東京大学 名誉教授
	<b>大橋 弘</b>	東京大学 副学長/公共政策大学院 教授/大学院経済学研究科 教授
	<b>岡田 羊祐</b>	成城大学 社会イノベーション学部 教授
	<b>春日 教測</b>	甲南大学 経済学部 教授
	<b>砂田 薫</b>	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
	<b>関口 博正</b>	神奈川大学 経営学部 教授
	<b>長田 三紀</b>	情報通信消費者ネットワーク
	<b>林 秀弥</b>	名古屋大学大学院 法学研究科 教授
	<b>藤井 威生</b>	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
	<b>山内 弘隆</b>	武蔵野大学 経営学部 特任教授
	<b>若林 亜理砂</b>	駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授

オブザーバ

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人全国消費者団体連絡会、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社オプテージ、株式会社STNet

## 1 ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方

- ユニバーサルサービスに位置付ける役務
- ユニバーサルサービス責務 等

## 2 電話のユニバーサルサービスの在り方

- 電話のユニバーサルサービスに位置付ける役務
- 公衆電話の扱い 等

## 3 ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方

- ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務
- ブロードバンドの料金の低廉性確保 等

## 4 ユニバーサルサービスの料金の低廉性確保の在り方

- 料金の低廉性の確保
- 都市部と地方の料金の格差 等

## 5 ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方

- NTT東西の自己設備設置要件 等

## 6 その他必要と考えられる事項